

区分	過疎法	半島振興法	離島振興法	原発地域振興法	地域未来投資促進法 (旧:企業立地促進法)	地域再生法
対象事業	製造業 旅館業(下宿営業等を除く) 情報サービス業等 農林水産物等販売業	製造業 旅館業(下宿営業等を除く) 情報サービス業等 農林水産物等販売業	製造業 旅館業(下宿営業等を除く) 情報サービス業等 農林水産物等販売業	製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	承認地域経済牽引事業	地方活力向上地域特定業務施設整備事業
対象区域	唐津市の一部 (旧七山村 旧蔽木町 旧相知町 旧肥前町 旧鎮西町 旧呼子町)	唐津市の一部 (旧唐津市 旧肥前町 旧鎮西町 旧呼子町)	馬渡島 小川島 加唐島 松島 高島 神集島 向島	唐津市の一部 (旧唐津市、旧肥前町、旧鎮西町 旧呼子町)	唐津市全域	唐津市の一部区域(県の地域再生計画に「地方活力向上区域」として認定された区域)
対象資産 (建物には附属設備を含み、直接事業の用に供するもの、土地は対象建物・構築物の敷地であり、取得日の翌日から起算して1年以内に該当建物の建設着手があった場合に限る)	・機械装置 ・建物 ・土地 (旅館業においては、機械装置は対象外)	・機械装置 ・建物 ・土地 (旅館業においては、機械装置は対象外)	・機械装置 ・建物 ・土地 (旅館業においては、機械装置は対象外)	・機械装置 ・建物 ・土地	・建物 ・土地 ・償却資産 (直接製造の用に供する構築物)	・建物又は構築物 ・土地 ・償却資産
取得価格(土地分を除く)等要件	●生産等設備 500万円超 (資本金額により異なる) (注1)	●生産等設備 500万円超 (資本金額により異なる) (注2)	●生産等設備 500万円超 (資本金額により異なる) (注1)	●事業用施設等 2,700万円超 ●増加雇用者数 15人超(製造業は除く)	●取得価格 1億円超 ※農林漁業及びその関連業種 の場合 5,000万円超	●特定業務施設 3,800万円超 ※中小企業者及び中小連結法人の場合 1,900万円超 ●移転型(企業の本社機能の東京23区からの移転) ●拡充型(地方にある企業の本社機能の強化)
適用税率・適用期間	課税免除 固定資産税が課税される年度以降3年間	不均一課税 初年度0.14%(10分の9減免) 2年度0.35%(4分の3減免) 3年度0.70%(2分の1減免)	課税免除 固定資産税が課税される年度以降3年間	不均一課税 初年度0.14%(10分の9減免) 2年度0.35%(4分の3減免) 3年度0.70%(2分の1減免)	課税免除 固定資産税が課税される年度以降3年間	不均一課税 【移転型事業】 初年度0.14%(10分の9減免) 2年度0.35%(4分の3減免) 3年度0.70%(2分の1減免) 【拡充型事業】 初年度0.14%(10分の9減免) 2年度0.467%(3分の2減免) 3年度0.933%(3分の1減免)

(注1)ただし、製造業および旅館業は、資本金の額などが5,000万円超から1億円以下の法人においては1,000万円以上、1億円超えの法人においては2,000万円以上

(注2)ただし、製造業および旅館業は、資本金の額などが1,000万円超から5,000万円以下の法人においては1,000万円以上、5,000万円超えの法人においては2,000万円以上